


医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

Web 追補 No.4 (平成28年10月号)

平成 28 年 10 月 12 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成28年 9 月21日 保医発0921第 2 号
 - 平成28年 9 月30日 保医発0930第 5 号 (平成28年10月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html
- 「疑義解釈資料の送付について (その 7)」(平成 28 年 9 月 15 日医療課事務連絡)、「新たに設定された人工中耳用材料の施設基準に係る届出の取扱いについて」(平成 28 年 9 月 29 日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
506			[D014 自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン 3 抗体, 抗 B P180-NC16a 抗体を準用する項目として追加]	◇ 抗MDA 5 抗体, 抗 Mi-2 抗体, 抗 TIF1- γ 抗体 ア 抗MDA 5 抗体, 抗 Mi-2 抗体及び抗 TIF1- γ 抗体は, D014 自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン 3 抗体, 抗 B P180-NC16a 抗体の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は, 厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において, E L I S A法により測定した場合に算定できる。 ウ 本検査と D014 自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を, 2 項目又は 3 項目以上行った場合は, 所定点数にかかわらず, それぞれ 320 点又は 490 点を算定する。  (平28. 9. 30 保医発 0930 5)
1245	—	上から21行目	[次行に追加]	(最終改正 ; 平28. 9. 21 保医発 0921 2)
1245	右	下から 9 ~ 1 行目	3 あわせて, コンタクトレンズの院内交付の割合等の実態を把握するため, コンタクトレンズの交付を行う保険医療機関に対しては, 別紙様式により, 各地方厚生 (支) 局に報告を求めること。 報告時期については, 毎年10月 7 日までに, 過去 1 年間 (前年10月 ~ 当年 9 月) の実績の報告を求めるものであること。また, 毎年10月15日までに, 当年10月 7 日までに報告のあったものについて, 内容を確認の上, 下記担当者宛 (略) に報告すること。	[削除]